

家畜を飼育する方へ

1. 水質汚濁防止法に基づく届出と排水基準について

次のいずれかに該当する施設を有する事業場は、水質汚濁防止法の対象となります。施設を設置する際、水質汚濁防止法に基づく届出が必要となります。また、公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域その他公共の用に供される水域等）へ排水する場合、水質汚濁防止法に基づく排水基準を満たすことが必要です。

- 総面積 50 平方メートル以上の豚房
- 総面積 200 平方メートル以上の牛房
- 総面積 500 平方メートル以上の馬房

※届出が必要です！

なお、施設等から排出した水を事業場内で再利用し、公共用水域に排出しない事業場であっても、雨水を公共用水域に排出する場合は届出が必要です。

排水基準には様々な項目が定められていますが、畜産農業で注意が必要な項目は次のとおりです。

(1) 健康項目

アンモニア、アンモニウム化合物及び亜硝酸・硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」）

(2) 生活環境項目（1日当たりの平均排水量 7.5 m³以上の特定事業場が対象）

生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）及び浮遊物質（SS）など

2. 硝酸性窒素等の暫定排水基準について

畜産農業については、一般排水基準（100 mg/L）の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として、令和4年6月末まで暫定排水基準（500 mg/L）が適用されています。

家畜を飼育する方へ

3. 測定・記録・保存について

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、1年に1回以上の測定とその記録・保存（3年間）が義務付けられましたので、届出書の項目について測定、記録及び保存する必要があります。（※測定・記録・保存をしていない場合罰則の対象となります）。

◇測定項目：排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1別紙に記載した項目

◇測定頻度：排出口ごとに年1回以上測定し、所定の様式に記録し、3年間保存

◇罰則の内容：測定結果の記録・保存がされていない場合、または虚偽の記録をした場合、30万円以下の罰金

○水質汚濁防止法施行規則 様式第1（別紙4） 別紙

別紙4

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	この欄に記載された項目について測定が必要です。				
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

家畜を飼育する方へ

4. 提出先について

水質汚濁防止法に基づく届出書の提出先は、所在地を管轄する林務環境事務所です（甲府市は除く）。

担当課名	管轄市町村
中北林務環境事務所・環境課 【韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎4階】 TEL：0551(23)3090 FAX：0551(23)3097	韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、 昭和町
峡東林務環境事務所・環境課 【甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階】 TEL：0553(20)2739 FAX：0553(20)2728	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所・環境課 【西八代郡市川三郷町高田111-1西八代合同庁舎2階】 TEL：055(240)4141 FAX：055(240)4189	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、富士川 町
富士・東部林務環境事務所・環境課 【都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎3階】 TEL：0554(45)7811 FAX：0554(45)7807	富士吉田市、都留市、大 月市、上野原市、道志村、 西桂町、忍野村、山中湖村 、鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村